

死刑制度に関する世論調査 についての検討会 第1回

- 第1 日 時 令和6年7月8日（月） 自 午後3時04分
至 午後5時32分
- 第2 場 所 法務省地下1階小会議室
- 第3 議 題 死刑制度に関する世論調査について
- 第4 議 事 (次のとおり)

議 事

○**小倉参事官** ただ今から、死刑制度に関する世論調査についての検討会の第1回会議を開催いたします。

司会進行は刑事局参事官の小倉が務めさせていただきます。

初めに、刑事局担当の官房審議官の吉田から御挨拶を申し上げます。

○**吉田官房審議官** 官房審議官の吉田でございます。

本検討会の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。本日は御多用中のところ御出席いただき、誠にありがとうございます。

本検討会は、次回政府が行う予定の死刑制度に関する世論調査の調査票を作成するに当たり、専門的な見地からの御意見・御指摘を賜るために開催することとしたものです。

死刑制度に関する政府の世論調査は、過去11回にわたって実施されてきており、死刑制度の在り方を検討する上で非常に重要な意義を有していると考えておりますところ、今回の世論調査は、本年10月頃から12月頃にかけて実施することが予定されています。

これまで、世論調査に当たっては、質問・回答選択肢の在り方について専門家の先生方に御検討いただき、その結果を踏まえて実施してきたところですが、当省としては、引き続き、世論調査を通じて、死刑制度の在り方に関する国民の意識がどのようなものであるかを的確に把握できるよう、適切な質問・回答選択肢の下で世論調査を実施したいと考えておりますので、専門的な見地から忌たんのない御意見・御指摘を頂ければ幸いです。

よろしく願いいたします。

○**小倉参事官** 本検討会には、世論調査の専門家の皆様に御参加いただくとともに、オブザーバーとして、世論調査の実施主体である内閣府の方にも御参加いただいております。

まず、御出席の皆様方に簡単に自己紹介をしていただきたいと思います。

恐縮ですが、まず、吉野構成員から御所属とお名前をお願いします。吉野構成員には、本日、オンラインで御参加いただいております。

○**吉野構成員** こんにちは、吉野です。

現在はもう大学を事実上リタイアして、統計数理研究所の名誉教授、総合研究大学院大学の名誉教授になって、研究を個人的に続けています。今回、この検討会の出席は3回目ですが、また新たなメンバーの方々が加わり、引き継がなければいけないことがたくさんあると思いますので、皆さんよろしく願いいたします。

○**松田構成員** 松田映二といいます。所属は今、フリーランスでコンサルティングということで、「YORON Research」という名前で活動しております。これまでの経歴は、朝日新聞社で23年間、世論調査に関わったこと、その後、埼玉大学の社会調査研究センターで調査方法論について研究したこと、ただ今は放送大学で非常勤講師をやりながら、いろいろな調査関係者のコンサルティングをしていると、そういう状況でございます。

○**前田構成員** データサイエンス共同利用基盤施設社会データ構造化センター長の前田忠彦と申します。こちらが本務ですけれども、兼務として、吉野構成員の後輩であり、統計数理研究所の准教授も務めております。この二つの研究機関は、同じ法人の下にある研究機関であり、社会調査法の担当をしております。よろしく願いします。

○永原参事官 内閣府で世論調査の担当参事官をしております永原と申します。よろしくお願いいたします。

内閣府といたしましても、本調査につきましては、世間的に非常に関心の高い世論調査の一つということで認識しております。調査票の設計に当たりまして、専門家の皆様から忌たんのない御意見を頂きながら、法務省の方で緻密な調査票の設計をされているということについて敬意を表させていただきます。今回も議論に参加させていただきまして誠にありがとうございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○茂野参事官補佐 内閣府の茂野でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○小倉参事官 最後に、事務当局から所属と名前を自己紹介させていただきます。

○吉田官房審議官 先ほど御挨拶申し上げました、刑事局担当の官房審議官の吉田でございます。よろしくお願いいたします。

○玉本刑事法制管理官 法務省刑事局刑事法制管理官の玉本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○小倉参事官 法務省刑事局で参事官をしている小倉と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○伊丹局付 法務省刑事局で局付をしております伊丹と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○小倉参事官 本日は安野構成員にも御参加いただく予定ですが、遅れていらっしゃるようで、いらっしゃった際に自己紹介をしていただきたいと思いますと考えております。

次に、本検討会の公開の方針についてお諮りをいたします。

本検討会につきましては、政府が行う世論調査に関するものであることに鑑み、その調査結果を公表するまでは、検討結果のみならず、開催した事実についても対外秘とさせていただきます。そして、世論調査の結果公表の際に、本検討会の検討結果を、発言者の氏名を明らかにした議事録及び本検討会で用いた資料とともに法務省のホームページ上で公表することとし、公表することが不適切な議事内容や資料がございましたら、皆様にもお諮りした上で例外的に非公表の扱いとすることとしたいと思います。なお、配布資料のうち別途公表されているものにつきましては、ホームページ上で資料の名称を掲げるのみとし、内容の掲載は省略させていただきたいと思います。

このような方針でよろしいでしょうか。

(一同了承)

○小倉参事官 それでは、皆様御了承いただきましたので、そのようにさせていただきますと思います。

次に、本検討会の趣旨等について、刑事法制管理官の玉本から御説明させていただきます。

○玉本刑事法制管理官 冒頭の吉田の挨拶にもございましたとおり、本検討会では、次回政府が行う予定の死刑制度に関する世論調査に関し、その質問・回答選択肢の在り方について、専門的な見地から御意見・御指摘を頂きたいと考えております。

本検討会において御検討いただきたい具体的なテーマとしては、大きく分けて三つございます。

まず、質問・回答選択肢の内容に直接関わる二つのテーマとして、「前回の世論調査における質問・回答選択肢の修正の要否・当否」、それから、「新たな質問の追加の要否・

当否」について御検討いただきたいと考えております。また、当省としては、次回の世論調査の調査方式が個別面接聴取法から郵送法に変更されることを踏まえ、プリテストを実施したいと考えており、次回の世論調査の質問・回答選択肢は、そのプリテストの結果も踏まえて策定したいと考えていることから、その「プリテストの在り方」についても御検討いただければと考えております。

ただ今申し上げた検討テーマの内容につきまして、当省の考え方をお示ししつつ、更に具体的に御説明申し上げます。

死刑制度に関する世論調査の主質問である死刑制度の存廃について、平成6年度から平成21年度までの4回にわたる世論調査においては、「死刑制度に関して、このような意見がありますが、あなたはどちらの意見に賛成ですか。」という質問に対し、「どんな場合でも死刑は廃止すべきである」、「場合によっては死刑もやむを得ない」という回答選択肢を用いて実施してまいりました。これらは、平成6年に専門家に御検討いただいた上で策定されたものであり、継続的に同一の質問を繰り返すことによって世論の動向を把握することが重要であるという観点から、それ以降、同一の質問・回答選択肢で実施していたものです。

その後、平成26年の世論調査の際に、検討会を開催し、本日も御参加いただいております吉野構成員及び松田構成員を含む4名の先生方に御検討いただいた上で、それまでの調査との継続性を確保しつつ、より適切な表現に改めるとの観点から、質問文については変更しないこととする一方で、回答選択肢については、「死刑は廃止すべきである」、「死刑もやむを得ない」という表現に改めました。そして、令和元年に実施された前回の世論調査の際にも、同様の検討会において御検討いただいた上で、これらの表現を維持することとしたものです。

当省としては、次回の世論調査においても、その目的が、「制度としての死刑を全面的に廃止すべきであるか否か」についての国民意識の動向を把握するためであることに変わりはないこと、前々回の平成26年の世論調査の際に回答選択肢の表現を一部変更したばかりであるところ、国民意識の動向の把握という観点からは、頻回に質問・回答選択肢を変更することは適切でないと考えられることを踏まえ、主質問については質問・回答選択肢を基本的に変更すべきではないと考えております。

また、主質問以外の質問については、平成26年の世論調査において終身刑に関する質問を追加して2問とし、令和元年の世論調査においても同一の質問をしたところですが、これら2問についても、引き続き調査を行って国民意識の動向を把握する必要性が高いと考えており、基本的に質問・回答選択肢を変更すべきではないと考えております。

その上で、次回、調査方式が個別面接聴取法から郵送法に変更されることを踏まえ、令和元年の世論調査で用いた主質問及びそれ以外の質問並びに回答選択肢に、必要に応じて技術的修正を加えることが適当ではないかと考えております。

加えて、内閣府が郵送法により行う世論調査においては、一般的に、今後の調査実施の参考とするため、実施した調査について、分かりやすさ、分量の多さ、回答に要した時間等を尋ねる質問も行われており、今回の世論調査においても、これらの質問を追加して行われることとなると考えております。

その上で、それ以外には追加する必要があると考えている質問はなく、前回の世論調査

の際の検討会において、世論調査は簡潔に実施できることが望ましいとされたことから、新たに質問を追加することは相当ではないのではないかと考えております。

このように、当省としましては、次回の世論調査について、令和元年の世論調査で用いた質問・回答選択肢の内容を基本的に維持しつつ、郵送法への変更に伴う技術的修正を必要に応じて加えることとしてはどうかと考えていますが、こうした考え方の当否等について、先生方から、御意見・御指摘を頂ければ幸いです。

また、当省としては、次回の世論調査が死刑制度に関する世論調査としては初めて郵送法によることとなることを踏まえ、次回の世論調査を実施する前に、調査票が回答者にとって理解・回答しやすいものとなっているかを確認するなどの目的で、郵送法によるプリテストを民間の調査会社に委託して実施することが望ましいと考えているところ、次回の世論調査の質問・回答選択肢はプリテストの結果も踏まえて作成したいと考えていることから、そのプリテストの在り方についても先生方から御意見・御指摘を頂戴できればと考えております。

併せて、死刑制度に関する世論調査に関連するその他の事項につきましても、先生方の御意見・御指摘を頂ければ有り難いと考えております。

本検討会の趣旨等の御説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○小倉参事官 次に、本検討会の進め方について御説明いたします。

本検討会は、本年9月までに会議を複数回開催し、一定の取りまとめをしたいと考えております。第1回目である本日は、時間の許す限りで、まず検討テーマについて御検討していただきたく存じます。その上で、本日中に、プリテストの在り方についてまで御検討いただきました場合には、当省としては、先ほど管理官の玉本が御説明したプリテストを、7月中旬頃から実施したいと考えております。また、本日中にプリテストの在り方についてまで御検討を終えなかった場合には、再び会議を開催し、プリテストの在り方について御検討をしていただいた上でプリテストを実施したいと考えております。

いずれにしましても、プリテストを実施した後、本年9月に再び会議を開催し、プリテストの結果も踏まえ、更なる御意見・御指摘を頂き、次回の世論調査において用いる調査票について、一定の取りまとめをしたいと考えております。

御多用のところ、夏場の暑い時期に複数回お時間を頂くこととなり、大変恐縮ではございますが、御協力いただければ幸いです。何とぞよろしくお願い申し上げます。

次に、配布資料等について御説明いたします。

配布資料1は、「死刑制度に関する世論調査についての検討会」と題する資料であり、本検討会の趣旨等を記載したものです。

配布資料2は、「基本的法制度に関する世論調査」と題する資料であり、前回の令和元年の世論調査に用いた調査票です。

配布資料3-1及び3-2は、死刑制度に関する世論調査に関して示された意見に関するものです。このうち、配布資料3-1は「死刑制度に関する世論調査の質問に関する国会における議論の状況」と題する資料であり、令和元年の世論調査の結果公表以降に国会で行われた死刑制度に関する世論調査の質問の内容についての議論の状況をまとめたものです。また、配布資料3-2は、日本弁護士連合会作成の「死刑制度に関する政府世論調査に対する意見書」と題する資料であり、日本弁護士連合会の意見が記載されています。

配布資料4は、次回の世論調査の調査方式が郵送法となることを踏まえ、当省において作成した調査票の案です。内容につきましては、後ほど、前回の世論調査における質問・回答選択肢の修正の要否・当否について御検討いただく際に御説明いたします。

配布資料5-1及び5-2は、政府が過去に実施した死刑制度に関する世論調査に関する資料です。このうち配布資料5-1は、「死刑制度に関する内閣府による世論調査結果」と題する資料であり、昭和31年から令和元年までの間に合計11回にわたって実施された死刑制度に関する世論調査のそれぞれの結果をまとめたものです。また、配布資料5-2は、「令和元年度世論調査で回答選択肢『その他』を選んだ回答の概要」と題する資料です。令和元年度に実施した世論調査では、死刑制度の存廃に関する質問に対して、「死刑は廃止すべきである」、あるいは「死刑もやむを得ない」との回答を選択した回答者に対し、それぞれその理由を更に質問し、その回答選択肢の中に「その他」という選択肢を設けて自由に回答してもらうこととしておりましたところ、配布資料5-2はその回答内容をまとめたものです。

配布資料6は「『死刑の在り方についての勉強会』取りまとめ報告書」であり、当省において平成22年から平成24年にかけて行われた「死刑の在り方についての勉強会」における議論の内容を取りまとめたものです。

以上のほか、松田構成員から「質問文・選択肢文の改変について」と題する資料が提出されております。その内容につきましては、後ほど「質問・回答選択肢の表現の在り方」というテーマについて御検討いただく際に、松田構成員に御説明いただきたく存じます。

配布資料等の御説明は以上です。

続きまして、本日の会議における検討の進め方について御説明いたします。

本日は、初めに、「前回の世論調査で用いられた質問・回答選択肢の修正の要否・当否」について御検討いただき、その後、「新たな質問の追加の要否・当否」について御検討いただきたいと存じます。その上で、時間が許せば、「プリテストの在り方」についても御検討いただきたいと思っております。なお、御検討の状況を踏まえつつ、1時間に1回、10分程度の休憩を取りたいと考えております。

それでは、まず、「前回の世論調査で用いられた質問・回答選択肢の修正の要否・当否」について御検討いただきたく存じます。

この検討テーマとの関係で、配布資料4をお配りしております。これは、当省において前回の世論調査の質問及び回答選択肢をベースにして、調査方式が郵送法に変更されることに伴って必要であると考えた技術的修正を加えたものです。技術的修正を加えたものは、調査票案の問1から問8までであり、内閣府が行っている郵送法による世論調査の調査票を参考にして修正を加えました。

調査票の体裁につきましては、基本的には世論調査を実際に行う調査会社が考えることとなりますので、配布資料4の体裁は、あくまで参考として御理解いただいた上で、本日は、質問・回答選択肢の内容について御検討いただきたく存じます。

この検討テーマについては、1として「中間選択肢の要否及びその内容」、2として「質問、回答選択肢の順序」、3として「『その他』という選択肢の在り方」、4として「質問の前提事項に関する説明の提示の在り方」、5として「1から4以外の質問文・回答選択肢における表現の在り方」、6として、「その他」という形で分けて御検討いただきたい

く存じます。

それでは、まず「中間選択肢の要否及びその内容」について御検討いただきたく存じます。

個別面接聴取法で行っていた前々回及び前回の世論調査においては、例えば、制度としての死刑を全面的に廃止すべきか否かを問う主質問である問2について、「死刑は廃止すべきである」という選択肢と「死刑もやむを得ない」という選択肢の二つを回答者に提示して意見を問うていました。そして、回答者がこの二つのいずれをも選択せず、「わからない」又は「一概に言えない」旨回答した場合には、提示した選択肢にはないものの、「わからない・一概に言えない」という意見として計上するものとしておりました。しかしながら、郵送法で世論調査を実施する場合には、これまでと同様の取扱いをすることはできません。

そこで、郵送法で行う次回の世論調査において、主質問である問2やそれ以外の質問について、こうした中間選択肢を提示すべきかどうかについて、御意見を頂戴できませんでしょうか。

○吉野構成員 そうですね、一番重要なところですけれども、郵送法に限らず自記式の場合、回答者は、日本人の場合は特に、「わからない」という選択肢があると、それを多くの人を選びがちなのですね。国際比較をやってみると、日本人だけやたらにその率が高くなってしまう。だから、あえてそれを外しておいて、賛成か反対か、イエスかノーかをなるべくはっきりしていただきたいと。なおかつ、どうしても分からないという人は、それを選べるような形にすることが多いのですけれども、これは一番のメインの質問なので、今のところ私としては、郵送法の場合、自記式の場合、「わからない」を入れずにお願いしているのではないかと考えています。松田構成員、どうでしょうか。

○松田構成員 問2にかかわらず、全般的に申し上げてよろしいでしょうか。

問2については、実は10年前ですか、私が初めてこの検討会に出たときには4択で、「どちらともいえない」というものを含めた4分類で聞いていただきたいというふうに提案した経験がございました。それは、新聞社で世論調査をやっていたという経験から、選択肢の表現に偏りがあってはいけないという教育をずっと受けてきたということが一つ。また、社会調査法の教科書等の指摘においても、選択肢の文言は、偏りがないようにと指摘されていたこと。ただ、検討会に出席させていただいて、この質問のそもそもの問題意識は、廃止するか、そうではないかといった、廃止の意識がどれだけ強いのか、その意識を正確に取るという質問なんだということを御提示・御説明いただいて、そういう聞き方もあるねと。はっきり言えば、社会調査法の本なんかでは、きちんと均等な選択肢にしなさいというふうには書かれてありますが、調査法においては何でもありなのです。調査目的にかなう質問文になっているかというところをやはり議論するということがポイントですから、ここで言えば、廃止がどれだけあるかというところをメインにした質問ということで御説明いただいて、私自身は納得をして、これの継続ということに賛成をした経緯がございました。

○前田構成員 単発の調査として考えたときには、より良い設問の設定というのがあるかもしれませんが、継続性ということを考えてときには、変えるというチョイスはないのかなというのが私の意見です。なので、同じ選択肢で続けるのですけれども、「その他」、「わからない」を提示すべきかどうかは、なかなか判断がつかないところで、プリテストでは

入れて実施してみるというのがいいチョイスかなと思います。そのときに、前回と同じように10%ぐらいそこに集まる程度だというのであれば、本体の調査でも残すという選択があり得るかと考えています。面接のときに10%ぐらい出ますので、それと同じぐらいの誘引力しかないのであれば、残すという選択肢もあるのだと思いますけれども、実際に今、吉野構成員が言ったように、「その他」とか、「どちらともいえない」とかといったような曖昧な選択肢があると、そこに集中する可能性がかなり高いと思うので、プリテストで確認してみるというのが一番いいと思います。どちらにしろ面接のときの数字とは比較にくくなるので、なかなか判断は難しいところではあるのですが、なるべく形が変わっていないという意味では、私は資料2で提示していただいている原案が一番無難であると考えました。

○吉野構成員 松田構成員と前田構成員のコメントについて、まず、世論調査と、それをも含むもっと広い意味でのアカデミックな社会調査は区別しなければいけない。大学の先生のように社会調査をやっている人たちは、細かいところまで調べて、人々が賛成する理由とか反対する理由を細かく分析したいので、論文にしたいので、いろいろなことを聞くのだけれども、世論調査の場合、狭い意味での世論調査の場合、賛成か反対かをはっきりさせないといけないので、昨日の都知事選もそうなのだけれども、どういう理由で誰に入れたかではなくて、結局のところあなたは誰に入れるか、入れないかが問題なわけですね。

そういう意味で、我々が今携わっているのは、狭い意味での世論調査に近い。ただ、もっとその理由、人々の意識の背景を調べるときは、そのデータを用いて社会的な分析をするということはもちろんあるのですが、ただ、政府、法務省とかの世論調査としては、どういう調査票でどういうふうに聞いたら、どういう賛否のディストリビューションが出ましたということ、なるべくありのまま、難しいことを入れないで報告するというのが目的であると。

それから、プリテストの結果を見てから中間選択肢を入れるか入れないかといっても、プリテストを何回もできるような状況であれば、そのとおりなんですよ。だけれども、プリテストやるまでも今回でも大変で、やったとしても1回だけなのですね。すると、予想外のことが出たとき、本調査までにどうするのかということになってしまいますね。もう1回プリテストをどうしてもやらなければいけないとかね。だから、それを考えると、過去のいろいろな経緯、データ、この問題点についての世の中の議論を踏まえると、今、皆さんで議論して、今までのところでまとまった調査票案に近い形が妥当なところかなというのが今の私の認識です。

○小倉参事官 ありがとうございます。

先生方、今の御意見を踏まえまして、そのほかに御意見はございますでしょうか。

(意見等なし)

○小倉参事官 内閣府のオブザーバーの方、もしよろしければ、この点について何かございますでしょうか。

○永原参事官 中身の問題というよりは、先生方御案内のとおり、コロナがございまして、面接聴取法から郵送法に切り替えておりまして、実際、今年度の調査につきましても郵送法で実施する手はずになってございます。私どもは対外的な説明といたしまして、郵送法による調査と面接法による調査の比較は厳密にはできないというふうに申し上げているとこ

ろではございますが、ただ実際、マスコミを含めまして受け手の方々につきましては、やはりそれなりの比較をするという傾向がこれまでも強いものがございますので、そういう意味で、私どもとしましては、法務省さんに限らず他の省庁さんにつきましても、できる限り、調査法が異なったとしても、質問あるいは選択肢については、もし比較したいということであれば、できる限り同一のものにした方が良いのではないかと、そういうような投げ掛けをさせていただいているところでございます。

○小倉参事官 今の御意見を踏まえまして、そのほかに御意見は特にございませんでしょうか。
(意見等なし)

○小倉参事官 それでは次に、「質問・回答選択肢の順序」について御検討いただきたく存じます。

質問・回答選択肢の順序について、郵送法では先に出てくる回答選択肢の方が選ばれやすいという傾向があると伺っているところ、調査方式が個別面接聴取法から郵送法に変更されるに当たり、質問や回答選択肢の順番について前回の世論調査と同じとすべきか、それとも変更する必要があるかについて、御意見を頂戴できますでしょうか。

○吉野構成員 選択肢の順については、学術的な調査だったら、実験調査だったら、大学の先生たちはいろいろ順番を変えて、その効果を調べたいとか、そんな論文を書きたいと思っているかもしれませんが、我々のこの問題は、過去何十年も調査をやってきて、どういことが大体問題になってクローズアップされるかというのを分かっている。それから、面接調査の場合と違って、自記式でリストで選択肢を見せるわけですよ。だから、質問文の効果が全然ないとは申しませんが、統計的にランダムに提示された調査票をたくさん作って、結局のところ総合するのに何が何だか分からなくなるよりは、今までの過去の知見を交えて、調査票の選択肢の順番を維持した方がよろしいのではないかというのが、今のところの私の意見です。

○前田構成員 前回の令和元年調査が回答票を使っていて、今の順番なので、郵送調査で変える理由はないと思います。その点に尽きると思います。

○小倉参事官 松田先生、何かございますでしょうか。

○松田構成員 いえ。

○小倉参事官 そのほか、御意見はございますでしょうか。

(意見等なし)

○小倉参事官 次に、「『その他』という選択肢の在り方」について御検討いただきたく存じます。

死刑の存廃についての意見を問う主質問に関するサブクエスションの回答選択肢について、前々回の検討会における先生方の御意見を踏まえ、前々回の世論調査から「その他」を選択肢として明示し、この「その他」を選択した回答者が口頭でした具体的な回答内容を調査員が記録してきたところですが、郵送法による調査の場合、「その他」という選択肢をどのようなものとすべきか、具体的には質問文に、「その他」を選択するには具体的回答を記載するようお願いする文章を書き込むかどうかといった点や、前回の世論調査において「その他」を選択した回答者がした具体的回答のうち複数あったものを、次回の世論調査において回答選択肢として新たに提示することの要否・当否などについて、先生方の御意見を頂戴できますでしょうか。

後者につきましては、配布資料5-2において、死刑の存廃についての意見を問う主質問に関するサブクエスチョンに対し「その他」を選択した回答者がした具体的回答のうち、同趣旨の回答が複数あったものをまとめていますので、適宜御参照いただければと思います。

それでは、よろしく願いいたします。

○吉野構成員 その他の回答は、「その他（具体的に記入）」と書いて、空白をある程度持たせて、意見のある人はどんどん書いてくださいと、実際に書いてくれる人は少ないのかもしれないかもしれませんが、そうやって我々は人々の意見を取りこぼさないようにしていますよという態度を見せるのは重要だと思います。

他方で、前回、「その他」として少ないけれどもいろいろなものが出てきたと思いますけれども、それを全部選択肢に入れるとなると無限にどんどん増えていってしまいますからね。もともと全体として、トータルで同じ回答が5%もないような回答を選択肢でどんどん付け加えてしまうと、無限の選択肢のリストになってしまいますからね。だから、あくまで世論調査の場合は、メインとなるような選択肢は当然入っていると、それから、弁護士会の方々が指摘されているように、これまで世の中で問題となってきたような重要な点はカバーしなければいけないと、多分我々の今までの選択肢もカバーしていると思うのですけれども、それを考える上で、まだ不適切とか十分でないような表現があれば、それは修正するかもしれないけれども、そうでなければ、基本的にはそれはそれで置いておいて、「その他」のところの括弧で具体的に聞くという、そういう欄を1個作っておけば、それで十分だと思うのです。実際に調査が終わって、「その他」に対応する具体的な回答が出てきたら、全体としてね、たくさん出てくるわけではないから、そのリストを作っても大した作業ではないと思うので、公開したらどうかと思っています。

○前田構成員 資料の方を見ましても、最大で8件程度、同趣旨の回答があったということですが、1, 200分の8というようなことで1%に満たない数字なので、新たに選択肢として起こすほどの数ではないというのが私の意見です。そこに明確な基準があるわけではないですけれども、1%未満というところを取り上げる必要はないのではないかと。何となく常識的な判断ということで、強い学術的な根拠があるというよりは、選択肢を増やすことによって前回調査との条件の違いを生じさせることとの得失を考慮した場合に、相場感としてそういうものだという判断です。

選択肢の表示の仕方ですけれども、「その他（具体的に）」という程度の表示で誤解があるとは思えないので、より丁寧に、何か質問の中に、「その他の意見は具体的に書いてください。」というような説明は付けなくていいかなという気がします。これは、調査票はなるべくシンプルに、質問文もなるべく長くならないようにという意味で、今の形で、恐らく書きたい人はここに書き込んでくれるだろうという気がしますので、現状の作り方で良いのではないかなと思いました。

(安野構成員入室)

○小倉参事官 ただ今安野構成員がいらっしゃいました。

○安野構成員 大変遅くなってしまって申し訳ありませんでした。

○小倉参事官 大変恐縮ですが、簡単に御所属とお名前の自己紹介をお願いできますでしょうか。

○安野構成員 本日は大変遅くなりまして、皆様に御迷惑をおかけしましたことをおわび申し上げます。中央大学の安野と申します。

私の専門は社会心理学で、社会調査を使って世論過程についての研究を行っております。本日、移動に手間取ってしまいまして、御迷惑をおかけしましたことをおわび申し上げます。よろしくお願いいたします。

○小倉参事官 ここで、安野構成員がいらっしゃいましたので、これまでの議論状況等を簡単に御説明させていただきます。

検討会の趣旨や配布資料を御説明させていただいた後、検討テーマの一つ目であり、「前回の世論調査における質問・回答選択肢の修正の要否・当否」に入りました。その中で具体的な検討テーマを御案内したところでございますが、そのうち、三つについて皆様から御意見を頂いたところでございます。簡単にその状況について御説明させていただきます。

今、皆様から御意見いただきましたのは、1として「中間選択肢の要否及びその内容」、2として「質問・回答選択肢の順序」、3として「『その他』という選択肢の在り方」について御意見を頂きました。

1の「中間選択肢の要否及びその内容」につきましては、「その他」や「わからない」などといった中間選択肢の要否が話題になりまして、「その他」という中間選択肢を入れた方がよいのではないかという御意見があった一方で、これまでの継続性の観点や、今回の死刑に関する世論調査の主質問、制度としての死刑を全面的に廃止すべきか否かを問う主質問などにつきましては、廃止すべきかどうかという賛否を問うところに力点が置かれているのであるから、「その他」などという選択肢は入れない方がいいのではないかという御意見が出たところです。

また、「質問・回答選択肢の順序」につきましては、これまでとの継続性や、そもそも個別面接聴取法においても回答選択肢を回答票として示していたことなどを踏まえると、特段順序等を変える必要はないのではないかというような御意見が出たところです。

そして、「『その他』という選択肢の在り方」というテーマにつきましては、主に二つございまして、「その他」という選択肢について、自記式の場合どのようにそれを回答者の方に書いていただくか、また、前回の世論調査で「その他」という選択肢に具体的に書いていただいた方の内容につきましては、新たに具体的な回答選択肢とするかどうかについて御意見を頂きました。前者につきましては、「その他」という回答選択肢を次回も設けた上で、具体的に記載してくださいということが分かる形で書いてあれば良いのではないかと、後者につきましては、配布資料5-2に、前回の「その他」を選んだ方の回答の中で複数存在するもののパーセンテージや件数が書いてございますが、資料でお示ししたような件数のものであれば、次回それを具体的な回答選択肢として掲げる必要まではないのではないかということが示されたところです。

駆け足にはなりましたが、今申し上げましたような議論状況等を踏まえ、安野構成員から、どのテーマでも結構でございますが、何か御意見等がございましたら、よろしくお願いいたします。

○安野構成員 ありがとうございます。すみません、ちょっとまだ十分フォローし切れていないのですが、全体的には、今回モードが変わるということで、基本的には従来のものを今

回は踏襲することがよろしいのではないかと考えております。今後、またこの次も郵送調査でやるのであれば、その時点で変えるということは検討してもいいかなと思うのですが、今の時点で余り大幅に変えてしまいますと、時世の変化によって世論が変わったのか、モードの変化なのか、質問の形の変化なのか判別が不可能になってしまいますので、今回は基本的には余り変えないという形がよろしいかと考えております。

その上で、若干意味が通りやすいような形に文言を変えるということは、もちろん検討の対象としてありかなとは思いますが、大筋では今回は前回は踏襲するという形が好ましいだろうと考えております。

- 小倉参事官 それでは、会議の開始から約50分程度経過いたしましたので、ここで10分ほど休憩を取りたいと思います。会議の開始は午後4時5分としたいと思います。よろしくお願いたします。

(休 憩)

- 小倉参事官 会議を再開します。

先ほど「『その他』という選択肢の在り方」について御検討いただいております。簡単に、もう1回、テーマについて御説明させていただきますと、質問文に、「その他」を選択する際には具体的回答を記載するようお願いする文章を書き込むかどうかといった点や、前回の世論調査において「その他」という選択肢を回答者が回答して、それに具体的に回答した場合、複数あったものを、次回の世論調査において回答選択肢として新たに提示することの要否・当否などについて御意見を頂戴してきたところです。このテーマにつきまして、ほかに御意見等はございませんでしょうか。

(意見等なし)

- 小倉参事官 それでは、次に、「資料の提示の在り方」について御検討いただきたく存じます。

前回及び前々回の世論調査では、終身刑を導入する場合の死刑廃止の是非を問う質問については、調査員が質問する前に、無期懲役及び終身刑についての説明文を資料として回答者に提示した上で、口頭で質問を行っていましたが、郵送法による世論調査の場合、このような資料として提示していた説明文をどのような形で回答者に提示すべきであるかについて、先生方の御意見を頂戴できますでしょうか。この点につきましては、配布資料4の調査票案の問8のすぐ上に説明文の案を記載しております。

それでは、御意見を頂戴できればと存じます。

- 松田構成員 資料の提示についてですね。これは面接調査でやられていた流れの資料のままですね。面接調査の場合は、資料は回答カードというものを見せて、それを読んでいただいて、それから選択肢を選ぶという形になりますが、郵送調査の場合は同じ調査票の中にその資料が印刷されているということになります。そうすると、細かいことですが、「資料」という言葉そのものが別冊のイメージがあると思うのです。ですから、この「資料」という言葉を、単純なちょっとした発想ですが、「説明」という言葉に変えておくとか、そういう違和感を軽減するようなことは、やはり考えられた方が良いのではないかと、ということが1点あると思います。

また、郵送調査に切り替わるという点においては、今ここの検討する基本法制の死刑の部分については、資料が1つだけしかございませんが、この後に続くほかのテーマのものにも資料が付いてくる場合には、できるだけ資料はなくす形で努力していただきたいというお願いがあります。やはり回答者の負担になりますので。どうしても負担になりますと調査の継続が打ち切られることが多いですから、その辺のところは御検討いただけたらと思います。

○吉野構成員 松田構成員が言ったとおりで、普通の世論調査の場合、資料なり説明なりを入れてしまうと調査主体の誘導を疑われてしまうのですよね。だから、そもそも説明しなければいけないような複雑なことは一般の人に世論調査で聞かないと。人々の間で世論が煮詰まった段階で、幾つかのことを聞くというのが基本です。本当はね。だから、一般論として言えば、説明や資料というのはないような形が望ましい。ただ、今回の問題の場合、終身刑という死刑存廃の問題のかぎになるようなところがあるので、そこはそこで認識した上で、なるべく簡単に、「資料」と呼ぼうが「説明」と呼ぼうが、なるべく回答者に自然な形で提示した方がよろしいかと思えます。

○小倉参事官 そのほかにも御意見はございませんでしょうか。

(意見等なし)

○小倉参事官 次に、これまで論点として掲げた点のほか、「質問文や回答選択肢における表現の在り方」について御検討いただきたく存じます。

この点につきましては、松田構成員から事前に「質問文・選択肢文の改変について」と題する資料を御提出いただいておりますので、まず、その趣旨等について松田構成員から御説明をお伺いできればと存じます。よろしく願いいたします。

○松田構成員 皆さんのお手元にこの資料があると思えますので、表紙をめくっていただいて、本文の方を御覧になっていただければと思います。質問番号が資料4の提示と違いますが、問1と問2のサブ質問の二つ目について御説明させていただきたいと思えます。

まず、問1については、左側が従来の調査による質問文の印刷文です。右側に印刷されているのは、今度郵送調査になるということで、こういう形にした方がよいのではないかという提案になります。

問1については、右と左の違いは何かというと、傍聴というところをルビにするか、それとも後から括弧書きで「(ぼうちょう)」と入れるかという違いになります。郵送調査の場合、どうしても年配の方が字が見にくいということがありますので、私も含め、郵送調査をやっていたときは、できるだけ印刷の文字は大きくするという配慮をとっていました。また、郵送調査の回答者から、文字をもっと大きくできないのかという感想文というか、調査票の中に書き込まれている記述もかなり見かけました。そういうことからすれば、質問文はこちらの調査意図を明確に伝えなければいけないものですから、「ぼうちょう」というような読み仮名は大きめにした方がいいのではないかというのが私の提案です。

もう一つは、ルビにしますと質問文の行間が空いてしまいます。行間が空いてしまうと非常に見にくい。目で追うときに間が空いていて見にくい感じがあります。質問文がまとまっていない感じがあります。非常に細かいことですが、そういうことも含めて、問1を事例として、質問文にルビがある場合はルビを取って、横に括弧書きの注意書きにしてはどうかという御提案です。

問2については、これは郵送調査においては、やはり選択肢を自分の目で見てもらうことになります。皆さんも実際にこの左側の問2の(1)のAという選択肢をちょっと読んでみてください。あるいは目で追ってみてください。読みにくいということはないでしょうか。選択肢1と3と5は選択肢文が長いものですから、2行にわたってしまっています。ですから、目がそこで止まってしまったり、長いものだけ先に目が行ってしまったり、あるいは、丸を付けるときに選択肢番号の間隔が等間隔に配置されていなかったりといった、目で見ると問題が発生しています。そういうこともあって、選択肢文をもう1回読み直したところ、もっと短くできるのではないかと、あるいは分かりやすくできるのではないかと。

例えば、具体的に左側の選択肢1番を御覧になってみてください。「人を殺すことは刑罰であっても人道に反し、野蛮である」。最初にこれを読んだときに、「人を殺すことは」について、犯人が人を殺すことというニュアンスで捉える人が多いのではないかと。そして何回も読み直すうちに、「あっ、これは死刑のことか。」というふうに思われる回答者がかなりいらっしゃるのではないかと。回答比率のパーセンテージを見ると、このパーセンテージはたしか30%台だったと思います。通常、郵送調査では最初の方の選択肢が選ばれやすいと言われています。ところが、これが30%というのはちょっと腑に落ちないなというのがその疑問の発端で、では、私なりに、選択肢の意味を変えないで短くできないかなと工夫したものが右側になります。1番の選択肢については、「刑罰であっても死刑は人道に反し、野蛮である」と。この方が、「人を殺すことは」という左側の選択肢よりも明瞭になってはいませんか。

同じように、3番目の選択肢については、「裁判に誤りがあつたとき」というところ、「死刑にしてしまう」というところを最初の方にまとめて、「死刑判決が誤りであつたとき」という形で、意味は同じではないかなと、更に明瞭になってはいないかなということ。

それから、4番目の選択肢は、これは、この選択肢を作ったときに議論されたかどうかは分からないのですが、左の方は、「犯罪を犯す」という、「犯」という字が二重にかぶっているのです。普通の文章としては、違和感のある文章なのです。ですから、これは、もし可能ならば、あるいはそれで等価というふうに認識をしてもらえれば、「凶悪な罪を犯した者」ということで、普通の文章にしてもよろしいのではないかと。

それから、5番目の選択肢は、実はこの5番目の選択肢の一番後ろが、「・・・思わない」という感想が含まれたものになっています。意見や立場の選択肢ではなく、感情が含まれているという問題が実は含まれているんですね。ですから、「思う」、「思わない」というところも取りたいということ、そして、同じニュアンスにしたいということで、「死刑を廃止しても凶悪な犯罪は増加しない」という形の方がシンプルで、いいのではないかと。というのが現段階の私の判断です。

ただ、今もう一度更に付け加えさせていただきますと、実は「死刑もやむを得ない」と答えた方のサブクエスチョンの中の選択肢3番は、「死刑を廃止すれば凶悪な犯罪が増える」という形になっています。「増加する」という言葉にはなっていません。それと対応させるという意味では、このときの考えがちょっと足りなかったのですが、問2の5番の選択肢について、「凶悪な犯罪は増えない」という方が良いのではないかと御提案になります。

ただ、先ほど皆さんの合意として、できるだけ質問、選択肢は変えないということの議論を前提に、やはりそれでも変えた方がいいという判断がとおりになるかどうかというところを御検討いただければと思います。

○小倉参事官 松田構成員に1点だけ確認させていただきたいと思います。ただ今御説明いただきました、この回答選択肢がたくさんあるものについての修正案でございますが、調査票案の回答選択肢の文意を変更することなく、表現のみを明瞭化の観点から修正するという御趣旨で伺ってよろしいでしょうか。

○松田構成員 はい。

○吉田官房審議官 問2の(1)Aの松田構成員がお示しくださっている修文案を拝見しますと、例えば、「刑罰」という言葉にルビを振った状態を維持されていると思うのですが、他方で、問1の質問文の「傍聴」という言葉に関しては、ルビをやめて漢字の後に括弧書きで書く方が望ましいという御指摘があったかと思えます。この問2の方のルビについては、残す方が文章を1行で書けるということで望ましいということなのか、あるいは、この問2についてもルビはやめて、漢字の後に括弧書きで書く方が望ましいということになるのか、そのあたりのお考えを、もしあれば、お願いしたいと思います。

○松田構成員 私のここで提示したときの原則は、質問文についてはルビはやめましょうということです。そして、選択肢文についてはルビがあってもいいのではないかなということです。やはりどうしてもルビを入れますと印刷するときの選択肢文が長くなるということがございますので、更に行数が2行になるとか、そういうことが発生しますから、選択肢文についてはルビは残して、できるだけ字数を使わないようにしようと。質問文については、基本的には選択肢文ほど字数制限を考えなくても、漢字の後に括弧書きで読み仮名を入れて説明してもいいのではないかなという考えです。

そもそもこれに至った原点があります。どうしてルビが入っているかという、面接調査では、調査員がその漢字を読めなかったらアウトなのです。いろいろな調査員が全国にいるわけです。10人であれば最初指導して、これはこう読むのですよと言えばいいわけですが、全国の調査員を指導するときに、一々そのような全部完全な管理はできないわけですね。そうしたら、なぜルビが入るかという、前の面接調査では、調査員が間違っただけで読まないように、間違っただけで読まれてしまったら回答が変わってしまうという前提の下に、ルビが入っていたと私は思うのです。とすれば、今度は読まれたものを聞くわけではないのですよね、目で見ただけなのです。そうすると、目で見るということは、言い方は悪いですが、漢字の間違った読み方を回答者がしたとしても、意味は間違っていないと思うのですよ、漢字で書かれてありますから。だから、そういう意味で言えば、選択肢の方は、ちょっとルビになって字が小さくなったとしても、漢字の意味は間違っただけで捉えられることは少ないと私は判断をしたわけです。

○小倉参事官 松田構成員、御説明いただきありがとうございます。

それでは、松田構成員の御提案を含め、「質問文や回答選択肢における表現の在り方」について御意見を頂戴できますでしょうか。

○前田構成員 松田構成員に質問してよろしいですか。問2の方は、選択肢を短く改変することを提案されていますけれども、問5以降の「死刑もやむを得ない」と考えた方への質問の方の選択肢にも、2行にわたって長いものがありますけれども、こちらもバランスをと

って短く改変する必要はないのでしょうか。

○**松田構成員** 問2については、そうですね。前田構成員御指摘の選択肢については、どちらがいいとかいうことは、特にこの場では判断できません。

○**前田構成員** 松田構成員の御提案はなかなか悩ましいところで、前回の選択肢の表現をそのままいかすか、より良いと思われる改定をするかというのはちょっと悩ましいところで、最後に松田構成員もおっしゃっていたように、どちらが妥当かについて、実験調査をやらずに結論を出すことはできないので、これはどちらかに決めるしかないのですけれども、私は事前に提案内容の説明を受けた段階では、松田構成員の改定はうまくいっているのではないかと思っていたのですけれども、少し微妙なところもやはり残っているなというのが現在の感想です。例えば1番の選択肢について、「刑罰であっても死刑は人道に反し」という、非常にクリアに短くなっていると思うのですけれども、「人を殺すことは」という表現が「死刑は」に変わっているというところが、心理的に読んだ人にとって等価の意味を持っているかというのは、ちょっと自信はないですね。これは心理学の先生などに聞きたいところで、「人を殺すことは」という柔らかい表現と、「死刑は」という表現が同じ意味なのかというところは、必ずしもはっきりしないわけです。これは非常に悩ましいのですけれども、前回と同じにするというのが無難なところかなというのが、ちょっと宗旨替えを私はした感じで、この会議の時点でも迷っているところです。

○**玉本刑事法制管理官** 回答選択肢を短くして1行にそろえるという松田構成員の御提案で、御提案いただいている資料4の問3についてはそういったことも考えられるかなと思われる一方で、前田構成員からも御指摘がありましたように、資料4の問4から問6までにつきましても、2行の回答選択肢というものがあるわけですし、それを1行にするというのはなかなか難しいという印象も持っているところです。そうだとすると、問3の方は1行で回答選択肢をそれぞれそろえるとしても、問4から問6までについては2行の選択肢と1行の選択肢が混在する状況が残ることになるかと思うのですけれども、それはそれでできる限り分かりやすくしたということで良しと考えるのか、全体としてやはり整合性がとれていないといけないと考えるのか、先生方の御意見があれば伺いたいと思います。

○**松田構成員** その点については、実は資料4の調査票案を前もって頂いたときに、全部質問を直そうという気持ちがあるときにはありませんでした。つまり、こういう問題がありますよということを法務省の皆さんに、あるいは内閣府の皆さんに御理解を頂くために、一つの事例として、問3はこういう形に変えることが可能ですよと。そして、実は私の方から提示したものについては、この部分だけではなく、例えばほかのものも少し触ってはいるのですが、短くするという事例は問3だけで提案させていただいて、ほかのものについては2行はそのまま残して、もしどうしても2行にするのならば、その選択肢の行間を狭めてくださいという提案をしてあります。

この提案は、今ここに資料としては提示していなくて、今回の会議は質問文の文言とかそういうところをメインに検討するということであって、私から提示した、2行になった場合はこういうふうなレイアウトをしたらどうかという提案については、今回は置いておきましょうというお話だったかと思っておりますので、それについては説明は特にここではしていないということになります。

せっかく玉本管理官の方から御指摘いただきましたので御紹介いたしますと、イメージ的

には、資料4のような形で全体、等間隔に選択肢を配置するというのではなくて、一つの選択肢の中の2行の行間を狭めて一体感を出す、そういう対応がありますよという提案をさせていただきました。本来ならば、御指摘のように短くしたいです。ですが、どうしてもこの質問の選択肢の趣旨が変わってしまう場合がありますので、その場合は従前どおりの選択肢の長さにして、2行の行間を狭めて一体感を出すといったようなところで対応できるのではないかという判断です。

○小倉参事官 ありがとうございます。調査票の体裁等のことにつきましては、世論調査の主体である内閣府や業務の実施主体の方でまた御検討いただくことでもあると思いますので、頂いた御意見につきましては内閣府の方にしっかり法務省の方からも伝えていきたいと考えています。

今の点につきまして、そのほかに御意見等ございませんでしょうか。

○安野構成員 まず、この「ぼうちょう」を括弧にするのは、これは私は別に、余り結果に影響しないですし、見やすくするというのであれば、どちらでもよいかと思います。

問2(1)のAなのですが、新たに質問・回答選択肢を設計するのであれば、この御提案は私、全面的に支持なんですけれども、多分これで結果は変わらないと思うのですが、第三者が見たときに、何でここを変えたのだと余計なことを言われかねないという点が若干心配にはなりました。また次に郵送調査でもう1回やったときに全面的にリバイズする段階で、これもというのであれば良いのですが、ここだけ変えていると、ちょっと心配かなと。

なぜかといいますと、実際に今度サンプル数をどれくらい取るのか、ちょっと分からないのですけれども、サンプル数が、ここは該当者が恐らく少ない。相対的に過去の例からいうと、百数十名になりますと。若干の差で見目のパーセンテージが変わりやすいところの問いだと思うのです。実際には、この項目を変えたことで変わるとは私は思わないので、そういう意味では、先生の御提案のとおり直していただいた方が分かりやすいと思うのですけれども、そこで数字が変わったときに、世論調査についてよく分からない方がこれを見て、文言が変わったから数値が変わったのではないかと、実際は変動の範囲で、恐らく誤差の範囲で変わっていたとしても、何かそういう余計な疑念を持たせるおそれがゼロではないなとちょっと思った次第です。

ただ、文章としては、選択肢としては、先生が今御提案いただいた方が分かりやすいと思うので、将来的には、また次回以降は、もしかしたら全面的に変えたり、また設問の追加とかがあるかもしれないので、その段階では御検討いただいた方がよいかと思うのですけれども。

○松田構成員 問2(1)のAについては、選択肢1の比率が恐らく、短くすると増えるのではないかなというのが私の実感なのです。問2(1)のAについては、選択肢1の回答比率が、現状のままでは何を言っているかよく分からないので、新しいものにすると、これが非常に分かりやすくなっていますから、しかも1番目に選択肢がありますので、「あっ、これ。」とすぐ丸を付けられて、この比率が高くなるのではないかなと私は思っております。そういう意味で言えば、時系列は全く崩れるということはほぼ予想しています。それでいいかどうかということなんです。

現状のままの選択肢をこのままずっと続けるのかというのが1点と、今回は、調査法が変

わるというところがございますので、言い方は悪いですがけれども、時系列は崩れるという前提ですから、崩れるのならばこの際、こちらの方がいいという質問・選択肢があるなら、変えるという判断があってもいいのかなという御提案になります。

もちろん同じもので聞いて面接法から郵送法への違いを見る、そして次の、5年後かどうか分かりませんが、郵送法同士で選択肢を変えたときにどう変わるかという違いを見るというやり方もある。どちらがいいかということは私、判断できません。それぞれその人の考え方がありますので、そこは議論をされたらいいかなというふうに思っています。

○小倉参事官 そのほか、御意見はございますでしょうか。

(意見等なし)

○小倉参事官 それでは、冒頭に申し上げました具体的なテーマとしては6になりますが、これまで御議論いただきました論点を含め、前回の世論調査で用いられた質問・回答選択肢の修正の要否について、その他に何か御意見はございますでしょうか。

○安野構成員 1点だけ確認させていただきたいのですが、問7、問8の「わからない」という選択肢は結局どうなる、これはなくなったままという理解でよろしいでしょうか。

○小倉参事官 問7、問8につきましては、先ほど簡単に御説明させていただきましたとおり、問題状況としては問2と同じでございます、「その他」という中間選択肢を入れるべきではないかという御意見があった一方で、繰り返しになりますが、賛否を問う質問には、入れるべきではないのではないかという御意見、また、継続性の観点から、入れるべきではないのではないかといった御意見があったところです。

○安野構成員 最終的にはまだ決まっていない、そのような御意見が出たという状況ですか。

○小倉参事官 はい。

○安野構成員 了解です。

○小倉参事官 特に御意見ございませんでしょうか。

(意見等なし)

○小倉参事官 それでは、次に検討テーマの大きな二つ目、「新たな質問の追加の要否・当否」について御検討いただきたく存じます。

この点につきましては、日本弁護士連合会から配布資料3-2のとおり、主質問のサブクエスチョンに対し、「状況が変われば、将来的には、死刑を廃止してもよい」を選択した方を対象に、「状況が変われば」の内容を問うサブクエスチョンや、死刑制度の関連情報の認知度に関する質問を追加すべきとの意見が出されております。

まず、サブクエスチョンの追加について御検討いただきたく存じます。配布資料3-2の2ページ目の冒頭(1)を御覧ください。日弁連からは、主質問に対し、「死刑もやむを得ない」を選択し、かつ、将来の死刑廃止の可否に関するサブクエスチョンに対し、「状況が変われば、将来的には、死刑を廃止してもよい」を選択した者を対象に、「状況が変われば」の具体的内容を問う質問として、「問」以下に記載されたとおりの質問を追加すべきであるとの意見が示されております。

この意見について、先生方の御意見を頂戴できますでしょうか。

○吉野構成員 そうですね、既にもうかなり複雑な調査票になってしまっているので、学者のように論理的に最初から最後まで整合性とか、それを考えると別ですがけれども、一般の人が回答して答える世論調査で、かなり複雑な入り組んだ調査票、質問の組合せになって

いると。その意味では、今のままでもいいのではないかと。それから、特に弁護士会が提出している文書の中で、彼らなりに解析したもので、世論調査の結果そのものではなくて、それをさらにブレイクダウンして、同じ存続派というか、存続するのはやむを得ないという人たちにも、よく分析するといろいろな考え方があると、それを的確に弁護士会の人たちも我々と同じデータで分析したと。世論調査とは違って、むしろアカデミックな分析の見方で報告したと。だから、その辺を注意して、我々世論調査の報告書も公表するときに注意するということを大前提にしておけば、調査票そのものは今のよう形で十分ではないかと思うのです。これ以上複雑にしすぎてしまうと、かえっていろいろな人々の意図が入ってしまって、何か予想外の非難を受けるとか、そんな懸念がありますね。今のところ私はそう思っています。

○安野構成員 1点だけ申し上げてもよろしいでしょうか。本当に余計なことだと思うのですが、日弁連のこの御提案はすごく趣旨としては分かるのですが、世論調査に死刑の存続の根拠を求めるといって自体が、ちょっとそれはおかしいのではないかなと個人的には考えております。それはもう専門家が何らかの法的な根拠をもって議論すべきで、それをむしろ有権者に提案して理解を求めていくべきであって、こういう聞き方をしているから死刑がなくなるだろうという、そういう議論は少し本質ではないような気もしているということだけ、ちょっと申し上げさせてください。

といいますのは、やはり世論調査はどうしても、全体のデザインですとか質問の並び方とか、そういったことでも変動しやすいところがございます。過去の変動のところを見ても非常に興味深いのは、先に犯罪について聞いている年は、死刑制度にちょっとネガティブでなかったりとか、それはもう犯罪のことが頭の中で活性化されてしまったからだと思うのですが、これもその調査の直前に何か凶悪犯罪とかがあったりすると、また動いたりする可能性があって、もうそれはしょうがないことであって、例えば有権者が無責任なわけでも、無知でどうしようもないとかそういうわけでもないのですが、どうしてもそれは影響を受けてしまうものを根拠にしすぎるのはどうなのだろうかということを一言申し上げたいと思います。

○松田構成員 状況が変わればというところのサブクエスチョンですが、一つは、郵送調査に変わるときに枝間はできるだけ増やさないというのが一つ、私がやっていたときの方針でした。どうしてもその質問が重要だという場合には、いろいろ検討はしましたけれども、基本は増やさないという判断でした。

もう一つは、これについては面接調査の場合には、次にどの質問が来るか分からないんです。ところが郵送調査の場合はもう全て印刷されておりますので、その下を見ると、「あれ、質問があるぞ。」と、矢印が恐らく付くと思いますから、そこを選んだ場合にこういう質問があって、そこの中から選ばなければいけないのだと、そうするとそこで学習をしてしまうと思うのです。日弁連側から提示されたものはあくまでもたたき台であって、今十分にバランスがとれているとは思いませんけれども、このものを全部読んでから、またその上のそもそもの質問に戻ってもう1回考え直す、選び直すということがあるかもしれません。そういったことも発生するというのを納得して質問を追加するということならオーケーですが、そういうことを何も検討せずに質問を追加するということは、やめていただいた方がいいかなと思います。

○小倉参事官 そのほかに御意見はございますでしょうか。

(意見等なし)

○小倉参事官 それでは、次に、死刑制度の関連情報の認知度に関する質問の追加についてでございます。配布資料3-2の2ページ目の中段の(2)を御覧ください。

日本弁護士連合会からは、国民の死刑制度に関する情報の認知度を把握するための質問、具体的には死刑執行方法及び死刑執行数、凶悪犯罪発生数、死刑廃止に関する国際的動向等に関する知識を問う質問を追加すべきであるとの意見が示されています。

この意見について、先生方の御意見を頂戴できますでしょうか。

○吉野構成員 面接法と違って自記式ですから、認知度で、それをリストアップしてしまうと、人によってはカンニングできてしまうのですね。携帯電話を使ったり、周りの人に聞いたりね。そうすると、重要な質問だけども、郵送法に適しているかどうかという点では、入れない方がいいというのが私説です。

○永原参事官 まず、内閣府が実施する世論調査は原則、調査客体の意識を問うものでございます。今御紹介のありました提案、事実関係を知っているかどうかということを知るような問いについては、場合によっては統計調査に該当するリスクもございます。我が国におきましては、統計に関しましては統計法の所管に入ってしまうので、あくまでも我々の実施する世論調査は統計ではなく、意識を聞く世論調査というふうに実施しております。したがって、統計と解されるリスクがあるものは、我々としては、実施することには相当慎重な姿勢ということでございます。

○松田構成員 日弁連側から具体的に、例えばこんなのはどうかというのは、11ページの上段に四角く枠に囲んでイメージが持ちやすい感じで書かれてあると思うのです。今、内閣府さんからの御忠告があったような統計調査的な数とかそういうものは、具体的にここを見れば分かりやすいのですが、一つ、例えば上から3番目の「殺人事件の発生件数は4年前と比べて増えていると思いますか、減っていると思いますか、同じようなものだと思いますか。」という問は、統計調査にはならないと思うのです。これは、もともとは日弁連側が独自に作ったものではなくて、そもそも政府の世論調査で昔に聞いていた質問の冒頭の、「殺人事件の発生件数」というところが変わっているのですね。もともとは、「人殺しなどの凶悪な犯罪は」と続いているのです。

実はこういったものはあってもいいのかなというのは個人的には思っています。今、裁判員制度の質問をして以降、基本法制については、冒頭に1問だけ、いわゆる口つけの質問があるだけなのですね。そこのところには、もう二、三問、余裕があれば追加してもいいのかなと。その理由の一つは、郵送調査でいきなりぼんと死刑の質問をするというのちょっと負担が重いのかなと。最初の方に一般的な犯罪の認識というか、感想というか、そういうものの質問で、調査に対する違和感、身構え感をちょっと取っていただいてから、ちょっと難しい死刑の質問に入ってもいいのかなと個人的には思います。というのは、実際に新聞社、大学で調査票を作るときにそのような設計にしていたからなのです。メインの質問をいきなり行くのではなくて、その前にちょっと緩衝的、和らげる質問とかを置くということですね。

ですから、御提示いただいている数とかいうふうなものを聞く質問ではなくて、治安に対して不安に思っているかどうかという質問や、今申し上げたものとかですね、そういった

ものは、逆に言うと有効活用できるのではないかなとは思いました、ということは申し上げておきたいと思います。

基本法制になってから1問だけになってしまったのです。基本法制というタイトルの前、つまりこれは平成6年から変わったのですかね、平成6年から基本法制というタイトルになっていて、その前は、そのとき、そのときのテーマに合わせたタイトルになっていたかなと思います、ざっと見た感じでは。一番参考になるかなと思ったのは、昭和55年の問1、問2、問3みたいなものが参考になるのかなと思いました。

○安野構成員 知識を問う設問についてですけれども、私は政治知識などについての調査もやっているのですけれども、一般に政治や社会についての知識は乏しいということが知られております。また、殺人事件のようなものは報道されるので、ちょっと過大推測されやすいと。よく授業でも、1年間の殺人の被害者数と1,000万円以上の高額宝くじの当選者数、どちらが多いと思いますかと言うと、殺人者数と言うんですが、実は宝くじの方が2倍、本数としては出ているという形です。そういう形で、恐らくこういった設問を尋ねますと、かなり怪しい回答結果になってくる可能性があると思います。それをもってどういことを測りたいのかということに尽きると思います。

私は、確かに政治知識がある人とない人がどう違うのかとか、政治知識の影響だとか、何が政治知識を増やすのかとか、そういったことを検討しているときは政治知識を問う質問を入れて、あるいは政治的な洗練度による世論への反応の違いなどを見るということはあると思うのですけれども、この設問でその知識を問う質問を入れる目的が何なのだろうかとちょっと思いました。結果的には、知識がないから世論が当てにならないみたいな、そういったことになるということも可能性としてはあるかなと思っております。もちろんそれはいけないというわけではないのですけれども、一応恐らく可能性としては間違いの回答は多くなるだろうということだけ申し上げておきたいと思しました。

○小倉参事官 そのほかに御意見はございますでしょうか。

(意見等なし)

○小倉参事官 それでは、検討テーマの大きな二つ目の「新たな質問の追加の要否・当否」につきまして、これまでお話しいただきました論点も含めまして、そのほかに御意見はございますでしょうか。

特に御意見はございませんでしょうか。

(意見等なし)

○小倉参事官 それでは、ここで10分間、休憩を取りたいと思います。17時15分から再開したいと思います。よろしく願いいたします。

(休 憩)

○小倉参事官 会議を再開いたします。

次に、「プリテストの在り方」につきまして御検討いただきたく存じます。

当省としては、死刑制度に関する世論調査としては初めて郵送法によることとなることを踏まえ、次回の世論調査の実施前に、調査票が回答者にとって理解・回答しやすいものとなっているかを確認するなどの目的で、郵送法によるプリテストを民間の調査会社に委

託して実施することが望ましいと考えております。現時点で検討しているプリテストの実施方法等は、今から申し上げるとおりです。

まず、調査票につきましては、配布資料4の調査票案を本日の御検討を踏まえて修正して利用することを考えています。

次に、調査対象者についてですが、調査会社が9つの地方自治体に対して住民基本台帳の閲覧を請求し、各地方自治体の住民から32人を無作為に抽出して、合計288人を調査対象者とすることとしております。

調査の手順といたしましては、まず、調査会社が事前に調査対象者に対して依頼状を発送し、約1週間後に調査票等を発送いたします。調査票の回答の投函期限は、調査票等の発送日から約20日後とし、投函期限の5日前までに回答の返送がない方に対しては、同日、調査会社が督促はがきを発送し、投函期限を当初より1週間延長することをお伝えして回答を促します。調査に御協力いただいた方には、後日、調査会社が謝礼として500円分のクオカードを発送します。

今御説明したプリテストの実施方法は、内閣府が実施している郵送法による世論調査に近づけたものとはしておりますが、予算の都合から、調査対象者に対し記入用のボールペンを送付しない点、全体のスケジュールの都合から、プリテストの調査期間が全体で約1週間短い点は、内閣府が実施している郵送法の世論調査と異なっております。

先生方におかれましては、今回のプリテストについて質問・回答選択肢の内容や実施方法などを御検討いただきたく存じます。

それでは、御意見を頂戴できますでしょうか。

- 松田構成員** 御意見というのは、プリテストの今読み上げていただいた運用のやり方とか、そういうところをこうしたらどうかというお話でしょうか。
- 小倉参事官** そういったことも含めまして、あとはそのほか、いろいろな質問の内容、回答選択肢も含めて、プリテストならではのことがありましたら御意見いただければと思います。
- 吉野構成員** 今回は郵送法なので、どれほどお金やマンパワーをかけても回収率は決して高くはないのですね、一般に。だから、統計的推測という意味では極端に限界があるし、過去の面接法やその他の調査と比べるにしても、かなり限界があると。そういうことを踏まえた上で、性別、年齢などブレイクダウンして、どのような回収状況かを見るしかないですよ。
- 前田構成員** 冒頭の議題のときに少し申し上げたことなのですが、せっかくプリテストをやるので、面接法から郵送法に変更することで一番問題となる、「わからない」とか「場合による」といった選択肢を表示するか表示しないかという問題に関して、前提となるのは、表示しないという資料4の原案だと思いますけれども、それを自信を持ってやるためには、今回のプリテストのときに入れてみて、やはりそこに集中してしまうということを確認しておくというのが割と賢いやり方かなと私は思っておりました。したがって、今回プリテストで入れてみて、本調査は外すというシナリオが割と現実的かなと思いますけれども、ただ、かえって判断に迷う結果になったときに悩んでしまうことがあるかもしれません。面接法のときと同じ程度、半分の140回収したとして、そのうちの10人とかですね、それくらいの人しか丸を付けなかったときに、「その他」を表示してもいいで

はないかという結論になるのかどうかというのがちょっと微妙なので、この提案はちょっと無謀というところもなくはないのですけれども、全く資料がない状態で選択肢を外しておくよりは、プリテストでは表示したものでやってみるといいチョイスかなと思っておりました。

○松田構成員 プリテストというのは、ここで議論をして、本番はこのタイプの質問でやろうと決めたもののパターンでプリテストをするという認識でよろしいでしょうか。

言いたかったことは、例えば、今回は不可能だなと思うのですが、そもそものプリテストの私の認識は、先ほど問2のサブクエションで、選択肢文を従来どおりの長さの2行にわたるものと、そして、先ほどちょっと私の方から説明させていただいた1行に短くしてちょっと明瞭になるもの、これを二つの群に分けて、どういう形に回答分布が違うのかと。従来と同じものであれば、5年前に面接調査をしておりますので、それほど大きく数字は変わらないと思いますから、面接調査法と郵送法でどれだけ数字が違うのかというのが分かることと、そして、1行にした場合に、A群・B群で郵送法同士の違いと、それから5年前の面接調査の比率の違いというものがやはり分かりますから、その段階で、やはりこんなに数字が変わるとちょっとまずいから、1行にするのはやめようとか、いや、どうせ2行でもこれだけ数字が変わるのならば、この際、時系列は破綻しているから、意味が明瞭になる1行の選択肢で新たに時系列を取り出したらどうかという判断ができるのか、こういうふうに私がプリテストをやるときは考えるのですが、ただ、そのときには統計的に十分なサンプルがないと、やはり比較ができませんので、今回の統計的にできるかどうかも含めて、どういう議論をすればいいのかなというところはちょっと悩んでいるところです。

○小倉参事官 ありがとうございます。先ほど御説明しましたとおり、プリテストにつきましては現在検討中ではあるものの、予算や全体のスケジュール等があるところではございまして、例えばなのですが、仮にサンプル数が288となった場合に、今の点についてどのように考えればいいのかについて、御意見を頂くことは可能でしょうか。

○松田構成員 数的な問題で、二つの群に分けるのは今回難しいかなというのは思っております。統計的な有意差とか、そういうものはちょっととれないだろうなという感じなんです。感覚的に、えいやということをして良いかどうかという問題ですから、それならば2群に分けないで、今回はこれで行こうというパターンのみについて調べて、5年前の面接調査の比率とどれだけ違うかという確認をした方がいいのかなというところで悩んでいるところなのです。

○安野構成員 先生方がプリテストのサンプルを2群に分けるという御提案をされていて、私は、実は、本当はプリテストとしては、それをやるのが一番いいのではないかと思っております。特にこの、「わからない・一概に言えない」がある場合とない場合は、やはり分けてみて、変わるか変わらないかを踏まえた上でとるといような手順があった方がいいのではないかとと思うのですが、サンプル数が288ですと、おそらく良くて4割ぐらいだと思いますので、100ちょっとな感じでしょうかね。それで半分ずつとなると、50・50、何とかそれでも実験群のサイズとしてはそんなに小さ過ぎはしないので、その2分割ぐらいだったら何とかもしかしたらちょっと検討できるかなという気はするのですけれども、ランダムに2群に分けるとなると、またここで予算アップとかいうことにもなりかねないので、それができるかできないかというのはかなり厳しい判断にはなるかと思

うのですが、プリテストの使い方としては、本来はそうやって実験的に設計の比較をするというのは一番好ましいのかなと思います。

先ほど松田構成員の御提案の問2も、是非とは思いますが、ただ、恐らくこれは数として、「死刑は廃止すべきである」と答える人が10%で、例えば100人のうち10%ですと、この時点で10人ぐらいになってしまいかねないので、そこがおそらく、統計的には厳しいかもしれないですよ。ただ、その分、1問1問、ちょっと気付いた点について何か意見を書いてもらうとか、そういう形でどれぐらい書いてくれるか。ただでさえ郵送調査で個人のボランティア精神に任されているところに、それをやってどれぐらい書いてくれるかという厳しいところではあるのですけれども、せっかくのプリテストならば、ただ取るのに加えて何かできるといいかなというふうに、ちょっと欲張りなことを考えてみました。

○小倉参事官 ありがとうございます。今御意見いただきました中で1点、趣旨を確認させていただきたいのですが、その意見を書いてもらうというお話は、例えば、調査票案3ページ目に、「今後の調査実施の参考とするため、ここからは調査についておうかがいします」とありますが、この一番最後のあたりに何か御意見を頂く自由回答欄のようなものを設けた方がいいのではないかと、という御意見でしょうか。

○安野構成員 そうですね、ちょっと分かりにくかったところとか、難しかったところはありませんでしたかとか、そういう形で聞いてみる。余り書いてくれないので、そんなに返ってこないかもしれないですけれども、一応聞いてみるというのはいかがでしょうか。

○松田構成員 今の御意見欄のお話に付け加えて、それぞれの質問でどこが難しいとかそういうことはともかく、今回、調査票の質問の分量がそれほど多くないと思われまので、一番最後のページが丸々白紙になるのではないかと、丸々ではなかったとしても半ページぐらいは白紙になるのかということであれば、プリテストの段階から、その白紙のところ、「今回の調査で何かお気づきの点は、何でも結構ですから、ここに書いてお知らせください」という、我々からこれを聞きたいというのではなくて、我々の気付かないことも結構あるのではないかとというお話が今、安野構成員のお話を聞いて思いました。だから、そういうちょっと自由に書いてくださいという大きな空白があれば、結構書いてくれるのではないかと感じました。

○小倉参事官 そのほかにも御意見はございませんでしょうか。
(意見等なし)

○小倉参事官 皆様、御検討いただきありがとうございます。先生方から一通り御意見を頂戴することができましたので、今後、当省において本日の検討結果を踏まえ、プリテストについて配布資料4の調査票案の修正をするなど検討し、期日外で先生方に御確認、御説明させていただいた上でプリテストを実施することとしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(一同了承)

○小倉参事官 ありがとうございます。

本日予定していた議事は全て終了いたしましたので、本日の会議は終了したいと思います。

本日の議事につきましては、特に公開に適さない内容に当たるものはなかったと思われまので、発言者を明らかにした議事録を作成し、世論調査の結果公表の際に、配布資料

とともに法務省のホームページ上で公表することとしたいと思います。そのような取扱いとさせていただきますことよろしいでしょうか。

(一同了承)

○小倉参事官 それでは、冒頭に御説明いたしましたとおり、7月中旬頃からプリテストを実施したいと思います。その上で、プリテスト実施後に次回の会議を開催し、次回の世論調査の調査票の内容について、プリテストの結果も踏まえた御意見・御指摘を頂きたく存じます。

次回の会議は、9月17日火曜日午後1時30分からを予定しております。詳細につきましては別途御案内申し上げます。

本日はこれにて閉会といたします。長時間どうもありがとうございました。

—了—